

関係各位

北海道農政部食の安全推進監

高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について

日頃より本道の家畜衛生の推進に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

このことについて、別添のとおり農林水産省消費・安全局長から通知がありました。

高病原性鳥インフルエンザについては、2022 年～2023 年シーズン、全国 26 道県 84 事例で発生が確認されたところですが、海外での発生状況を踏まえると、この秋以降も本病ウイルスが国内に侵入する可能性は極めて高く、嚴重な警戒が必要な状況です。

また、本病の防疫対策については、本年 7 月 24 日に農林水産省から昨シーズンの発生に係る疫学調査報告書が公表され、来シーズンに向けた防疫対策についての提言（以下、提言）が示されたところです。

本道においては、これからの渡り鳥の本格的な飛来の時期を迎えるに当たり、来年 5 月までの期間を本病防疫に係る重点対策期間とし、次のとおり強化した取組みを推進し、本病の発生予防対策に万全を期すこととしますので、貴会構成員等に周知いただきますとともに、引き続き、発生予防及びまん延防止に御協力をお願いします。

記

1 家きん飼養農場における発生予防対策の徹底

提言を踏まえ、別添リーフレット「高病原性鳥インフルエンザに嚴重警戒」に記載した事項に留意の上、飼養管理の点検・改善を渡り鳥の飛来が本格化する前の 9 月中に行う。

2 自己点検の実施

10 月から 5 月までの間、家きん飼養農場において、農場の衛生管理のうち、特に本病の侵入防止に係る項目について自己点検（別添リーフレット「家きん自己点検の実施」を参照）を実施の上、不備がある箇所を直ちに改善するとともに、100 羽以上の家きんを飼養する農場は、毎月、自己点検結果を最寄りの家畜保健衛生所に報告する。

3 異常家きんの早期発見・早期通報

平時から飼養衛生管理基準の遵守を徹底するとともに、飼養する家きんの健康状態を注意深く観察するとともに、死亡羽数の増加等の異状が確認された場合は、直ちに家畜保健衛生所へ通報する。

連絡先
生産振興局畜産振興課家畜衛生係 主査（防疫）
TEL：011-231-4111（内線 27-783）
Mail：hayakawa.jun@pref.hokkaido.lg.jp